

論 点 の 整 理

1. プロセス全体

1-1 計画策定プロセスの構成について

計画策定プロセスの手続きや役割を明確にするために、計画検討手続き、住民参画手続き、技術的検討に分けて、計画策定プロセスを整理することを検討する。

1-2 対象者について

計画策定プロセスを適用する事業や事業者を明確にする必要がある。

2. 計画検討手続き(社会面、経済面、環境面等総合的な観点からの評価のあり方)

2-1 計画検討の発議と必要性の確認

構想段階において、計画の必要性をどのように確認または評価するのかを整理する必要がある。その際、構想段階以前に必要性や基本方針が判断されている事業があることなど、事業の特性や法制度に留意すべきである。

2-2 複数案の設定

事業の影響・評価を有意に比較できる複数案の設定が望ましいが、複数案設定の考え方とともに、設定できない場合やゼロオプションの扱い方の整理を行う必要がある。

事業を行わない案については、実現性がある場合、そうでない場合でも、参考のため、または他の案との差異を明らかにし、実現性がないことを確認する目的で、案の一つとして含めるかどうか検討する。

2-3 評価項目の設定のあり方

計画案の評価をより多面的かつ有効に行うための評価項目の設定のあり方について、基本的な考え方や手順を整理する必要がある。評価項目は、社会面、経済面、環境面等の多様な項目が事業に影響を及ぼすこと等も配慮し、バランスよく設定する必要がある。その際、住民の関心事等に関する論点に抜けがないことに留意する。

2-4 評価の方法

構想段階の評価においては、この段階での評価に必要な情報の精度や、その情報の入手可能性を踏まえて、適切な評価の精度を確保する必要がある。

2-5 総合評価のあり方

評価項目を総合的に評価し、一の案を決定する方法を検討する上で、可能な限り客観性や透明性を担保する方法を検討する必要がある。例えば、ア)評価項目ごとの得失の整理、イ)案選定の根拠(数値等)の明示、ウ)数値等で客観的な説明ができない場合に優劣の判定を下した際の判断基準等を、公表することにより担保することが重要である。

複数案の中から責任を持って計画を決定する主体を明示することが重要である。

3. 住民参画手続き(関係者とのコミュニケーションのあり方)

3-1 計画検討手続きと住民参画の関係

計画検討プロセスと住民等とのコミュニケーションの関係において、住民参画の位置付けを整理する必要がある。

3-2 関係者の適切な把握

当該事業により影響を受ける関係者としては、利用者、地域住民、NPO等や行政機関など多様な主体が考えられるが、住民参画プロセスにおいて対象者を適切に把握し、整理する必要がある。

3-3 コミュニケーションのあり方

コミュニケーションには様々な手法があるが、対象とする者ならびに目的に応じ、有効な手法を採用する必要がある。

3-4 住民参画プロセスにおける合意形成のあり方

計画案の決定に至るまでに、意見の対立を前提とした合意形成を想定し、事業に応じた方策のあり方について検討が必要である。

4. 委員会等(外部機関)の役割と体制

事業者が必要であると判断する場合には、委員会等を設置するが、専門的助言や意見の集約・調整などの果たすべき役割の明確化と、それに応じた委員会等の設置の考え方を整理する必要がある。